

ケアセンター木曾山崎 重要事項説明書

日常生活支援総合事業
通所型サービス

ご利用者氏名 _____ 様

社会福祉法人 福音会
(通所介護サービス事業所)
ケアセンター木曾山崎

(2026.6.1 改訂)

<重要事項説明書－日常生活支援総合事業通所型サービス>

日常生活支援総合事業 重要事項説明書

〈 2026年6月1日現在 〉

1. 当事業所が提供するサービスの窓口

電話 042-791-8552 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 センター長・生活相談員

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ケアセンター木曾山崎
所在地	東京都町田市山崎町2200番地
介護保険指定番号 町田市指定番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 (東京都 1373200573号) ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 (町田市 1393200280号) ・ 日常生活支援総合事業通所型サービス (町田市 1373200573号)
併設の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 居宅介護支援事業所木曾山崎 (東京都 1373200151号)
サービス提供地域	町田市(原則)

※ 上記地区以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	業務内容	計
センター長	介護福祉士等	1名	0名	事業全般の統括	1名
生活相談員	介護福祉士等	2名	2名	利用調整、援助計画	4名
看護職員	看護師等	0名	4名	健康チェック、連絡相談	4名
介護職員	介護福祉士等	3名	10名	利用者サービスの実施	13名
機能訓練指導員	理学療法士等	1名	1名	機能訓練立案実施	2名

※ 上記職員はそれぞれ兼務体制があります。

(3) 事業所の設備の概要

定 員	34名(通所介護)		
食堂兼機能訓練室	計 102.21 m ²	相談室 (3ヶ所)	26.66 m ²
入浴・入浴静養室	計 21.00 m ²	静養室	6.65 m ²
送迎車	7台(リフト車、ステップ車、小型車等)		

(4) 営業日・営業時間

営業日・時間	月曜～土曜の午前8時30分～午後5時30分 (祝祭日も営業します)
定休日	日曜日及び年末年始(12/31～1/3)

※ 窓口受付時間 午前8時30分～午後5時30分

※ 受付時間外および定休日は、留守番電話で対応致します。

3. 料 金

基本料の負担金(1単位=10.72円で計算)

通所サービスが日常生活支援総合事業通所型サービスの適用を受ける場合、原則として下表の利用料金(基本料金・各種加算)のうち利用者毎に定められる自己負担割合に応じた額をお支払いいただきます。ただし、給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 日常生活支援総合事業通所型サービス

1). 国基準型通所サービス基本料金・各種加算

基本単位数			利用料/月
要支援1・事業対象者	週1回程度	1,798 単位/月	19,275 円
要支援2	週1回程度	1,811 単位/月	19,413 円
要支援2・事業対象者	週2回程度	3,621 単位/月	38,817 円
加算単位数			利用料/月
栄養改善加算		200 単位/月	2,144 円
口腔機能向上加算		150 単位/月	1,608 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 事業対象者(週1回)	88 単位 /	943 円
	要支援2(週1回)	月	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援2(週2回) 事業対象者(週2回)	176 単位/ 月	1,886 円
	要支援1 事業対象者(週1回)	72 単位/ 月	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援2(週1回)		771 円
	要支援2(週2回) 事業対象者(週2回)	144 単位/ 月	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□	上記所定単位(基本料金+各種加算)× 12.0%		

2). 市基準型通所サービス(サービス A)基本料金・各種加算

基本単位数			利用料/月
要支援 1・事業対象者	週 1 回程度	1,528 単位/月	16,380 円
要支援 2	週 1 回程度	1,540 単位/月	16,508 円
要支援 2・事業対象者	週 2 回程度	3,076 単位/月	32,974 円
加算単位数			利用料/月
栄養改善加算		200 単位/月	2,144 円
口腔機能向上加算		150 単位/月	1,608 円
介護職員等処遇改善加算 I □	上記所定単位(基本料金+各種加算) × 12.0%		

①日常生活支援総合事業通所型サービスの利用料は月額制となります。下記に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- ・月の途中の利用契約、月の途中の契約解除をおこなった場合
- ・月途中で事業対象者(要支援)から要介護に変更となった場合
- ・月内に介護予防短期入所生活介護のサービスを利用した場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

②利用者の体調不良や状態の改善等により、日常生活支援総合事業通所型サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合や利用が多かった場合は、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。

(2) 上記基本料以外の負担金

種 目	1 回あたり自己負担金	備 考
昼食代	800 円 (食事代 770 円+おやつ代 30 円)	食材料費等
趣味・生きがい活動費	材料費代(実費)	創作活動材料費・機能訓練・レク活動消耗品費等
行事費 (参加の場合)	レクリエーション施設の入場料・飲食代等は全額自己負担となります。	
オムツ代	原則として、ご持参でお願いいたします。 オムツ類は実費、着替えは貸し出しいたします。	

※ 日常生活支援総合事業通所型サービス基本料金以外の負担金につきましては、文書通知のうえ変更する場合がございます。

(3) キャンセルをする場合

※ 利用者のご都合でサービスを中止する場合のキャンセル料

①	利用日当日午前8時30分までに連絡を頂いた場合	無 料
②	利用日当日午前8時30分以降に連絡を頂いた場合	昼食代800円

(4) 健康上の理由による中止の場合

※ 体調不良の場合、サービスの提供をお断りすることがあります。当日の健康確認の結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更もしくは中止することがあります。その場合ご本人・ご家族にご説明の上、適切に対応します。

①	当日利用開始前の体調不良で中止となった場合	無 料
②	利用開始以降の中止	通常の利用料金、 及び昼食代800円

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日及び送迎ができない場合には振替ができませんのでご了承ください。振替日は遠慮なくご相談下さい。

4. 当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 運営方針

ケアセンター木曾山崎は、社会福祉法人の使命と福音会の基本方針に基づき、利用者の皆様が住み慣れた地域で尊厳と生きがいを感じつつ、いつまでも安心して豊かな生活が送れるための「信頼できるパートナー」であり続けるため、「仕える心」「担う心」「感謝の心」に則って業務を遂行し、絶えず知識や技術の研鑽に励むとともに、人と人の結びつきが真に平等であることをケアの中心とします。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

・センター送迎がある場合は、基本的にはドアツードアとしています。道路状況や他の利用者の心身事情などにより多少遅れることもあります。必ずお迎えに参りますので、所定の場所にてお待ちいただくようお願い致します。ご心配な場合は電話でセンターまでご確認ください。

・体調のすぐれないときは無理をせずにご欠席ください。

・サービス利用中に体調の変化がある時は、ご本人の同意並びにご家族または緊急連絡先にご連絡の上、ご利用を中断していただくことがあります。

・ご都合によりご利用時間や来所方法が変更になる場合は、当日の午前8時30分までにセンターまでお電話でお知らせください。ご相談に応じます。

・事故防止のため、職員の指示に従って送迎車両ならびにセンターの設備・器具をご利用ください。

5. 秘密保持

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (4) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- (5) その他サービス運用上の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、法令内容を遵守します。

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) もしも利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 非常災害対策

当事業所では非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行なうとともに必要な設備を備えます。

防災訓練 年 2 回、 避難訓練 年 3回、 通報訓練 年 1回

8. 当事業所の内容に関する苦情

- (1) 当事業所の苦情相談担当
苦情受付担当者 主任相談員
苦情解決責任者 センター長
電話 042-791-8552
- (2) 社会福祉法人 福音会 お客様相談窓口
福音会本部 事務局
電話 042-734-0631
- (3) 町田市の苦情相談担当
町田市いきいき生活部介護保険課
電話 042-724-4366
- (4) 東京都の介護保険に関する苦情相談窓口
東京都国民健康保険団体連合会（国保連）
電話 03-6238-0177

9. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービスの提供を実施するための業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

10. 虐待防止のための措置

虐待の発生又はその発生を防止するため、虐待防止のための指針を整備し対策委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、虐待防止のための研修を定期的を実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

11. 身体拘束等について

- (1) 利用者又はその他の利用者等の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うこととします。その場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

13. ハラスメント対策

事業所は全ての職員に対して、労働契約法第5条により安全配慮義務を負っています。「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づき、以下の行為をカスタマーハラスメントとして取り扱うこととします。

- (1) 従業者への威圧的・暴力的言動や悪質なクレーム等の迷惑行為
- (2) 過剰また不合理な要求
 - ・ 合理的理由のない謝罪の要求
 - ・ 従業者に関する解雇等の法人内処罰の要求
 - ・ 社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求等
- (3) 合理的範囲を超える時間的・場所的拘束
- (4) その他ハラスメント行為等

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、
下欄のとおり重要な事項を説明しました。

【事業者】 所在地 東京都町田市野津田町1932番地
 名称 社会福祉法人 福音会
 代表者 理事長 石黒 美由紀
 センター長 大堀 暢子

【説明者】 氏名 _____ (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から下欄についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】 住所 _____

氏名 _____ (印)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____

説明の種類	説明日	確認印	
		利用者	説明者
日常生活支援総合 事業通所型サービス	年 月 日	印	印

<重要事項説明書—日常生活支援総合事業通所型サービス>